

☆2020 年後期分高等教育修学支援新制度による授業料免除申請要領☆

2020 年前期に、日本学生支援機構給付奨学生となった学生に対し、採用された区分に応じて授業料の減免がされました。2020 年後期も授業料の減免を希望する学生は、**A様式2**を愛媛大学ホームページからダウンロードし、以下の提出期間に提出してください。

(注意事項)

1. 2020 年後期に給付奨学金の受給資格があることが前提となります。家計審査の結果、給付奨学生としての収入要件を超過する場合は、高等教育修学支援新制度の授業料減免を受けることはできません。
2. 高等教育修学支援新制度の申請と同時に、愛媛大学の授業料免除経過措置申請をすることが可能です。申請を希望する場合、「◆2020 年度後期分愛媛大学授業料免除の申請要領◆」を確認し、申請期限までに必要書類を提出してください。
2020 年 3 月に年間申請をしている学生は、再度後期分の申請をする必要はありません。
3. 申請書は、原則郵送受付としますので、以下の宛先にレターパックライトで送付してください。なお、窓口提出の場合は、以下4の受付期間内に持参してください。

送付先	〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番 愛媛大学 教育学生支援部 学生生活支援課 授業料免除担当
-----	--

※レターパックライトの品名欄に「A様式2在中」と記入してください。
※10月2日(金)必着

4. 申請書の提出受付期間等

受付日	受付時間	受付場所
9月7日(月)～10月2日(金)	9:00～16:30	学生生活支援課 授業料免除窓口 (図書館1階西)

※ 郵送の場合は、**10月2日(金)必着**で送付してください。

注1 上記の受付日に提出できない者は、必ず事前に学生生活支援課までお問い合わせください。

注2 医学部2回生以上及び医学系研究科、農学部2回生以上及び農学研究科、連合農学研究科の学生は、当該学部等の指定する日に提出してください。